

介護老人保健施設みさきの所定疾患施設療養費について

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内の対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、毎年度、ホームページにて治療の実施状況をご報告して参ります。

○算定条件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日間を限度とし、月 1 回に限り算定するものであって、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
2. 所定疾患施設療養費の対象となる疾患は次のとおりである。
 - ① 肺炎（検査を実施した場合のみ算定可能）
 - ② 尿路感染症（検査を実施した場合のみ算定可能）
 - ③ 帯状疱疹
 - ④ 蜂窩織炎
3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
5. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

○所定疾患施設療養費に係わる治療の実施状況について

令和 5 年度実施状況

病名	人数	治療日数	治療内容
肺炎	0	0	
尿路感染症	2	14	
帯状疱疹	0	0	
蜂窩織炎	0	0	